

第28回福岡県職員倫理審査会 議事録（要旨）

1 日時

令和8年7月13日（月）14時00分～15時30分

2 場所

福岡県庁4階南棟 教育委員会会議室

3 出席者

小原 清信委員（会長）、福山 聖委員、大慈彌 祐子委員

4 会議の内容

（1）開会

（2）事務局挨拶（総務部次長）

平成14年4月の「職員倫理条例」施行以来、委員の皆様から貴重なご意見を賜りながら、全庁を挙げて職員の倫理保持に関する取組を進めてきた。

しかしながら、知事部局においては、昨年度は、飲酒運転事案や窃盗事案等による5件の懲戒処分を行った。

改めて、職員に対し、綱紀粛正を行ったところであり、再発防止に取り組んでまい

る。
先般、本庁各部の親睦団体である「部課長会」における政治資金パーティーへの参加費に対する補助等が、地方公務員法・政治資金規正法等への適合性などの観点から、県民の疑念を招く可能性があるとの報道機関各社から報じられ、各部関係者へヒアリングを通じた調査を行っている。

このことについて、6月1日付で公務員の服務規律の確保について、全所属に対し、通達を発出したところ。

今後、県民の皆様からの疑念や不信を招くような行為が決してないようにするとともに、職員の服務規律の一層の強化を図ってまいりたいと考えている。

本日は、委員の皆様から、本県の取組がさらに効果的なものとなるよう率直なご意見を賜りたい。

(3) 議事

職員の倫理保持に関する取組について

- ・事務局から、職員の倫理保持に関する取組について説明を行った。（資料別紙）
- ・主な質疑、意見は以下のとおり。

(委員)

知事部局の懲戒処分状況について、性的非行、セクシュアルハラスメントが近年多いとのことだが、令和7年度は0件となっている。何か効果的な取組を行ったのか。

(事務局)

毎年、チェックリストの実施や所属研修の必須課題として取り組んでおり、一定の効果があったものと思慮。継続的に取り組んでいきたい。

(委員)

- ・知事部局の公益通報については、久しぶりに指定弁護士への相談があったようだが、何か取組を行ったのか。
- ・教育庁については、例年0件が続いているが、何か取組は行っているか。

(事務局)

- ・知事部局については、従来、リーフレット等で外部窓口がある旨、案内しているところ。また、昨今の公益通報の全国的な認知の高まりを受けて、内部通報の外部窓口についても認知が進んでいるのではないかと思慮。
- ・教育庁については、公益通報という制度自体を分かってもらうことが必要と考えており、教職員のメールマガジン等で周知を行っているところ。
また、通報件数の結果を受けて、指定弁護士の設置についても周知を強化していかなければならないと考えている。

(委員)

飲酒運転の研修について、職員に響いて、飲酒運転がなくなることがいいと思う。研修は継続して行ってほしい。

(事務局)

知事部局において、昨年度4月に、飲酒運転が2件起きたことを受けて、夏前に全職員を対象に飲酒運転事故の被害者遺族の方に講演いただいた。大事なご子息を亡くされたことを職員一人一人に認識してもらった。このような取組は、昨年度に限らず、粘り強く行っていこうと考えており、今年度も企画しているところ。

(委員)

教育委員会は飲酒関係が処分の半数を占めている。

(事務局)

教育委員会の処分基準は、酒酔いは免職、酒気帯びは免職又は停職。酒量や事故の有無、飲酒してから運転までどれくらいの時間が経過していたか等を勘案の上、量定を決定している。

(委員)

教育委員会における教職員による児童生徒へのわいせつ行為の早期発見のための相談体制の設置について、児童生徒はなかなか被害を言い出せないと思うが、うまく運用ができているのか。

(事務局)

児童・生徒と一括りにしても、小学1年生から高校3年生までいて、発達段階に応じて、思いの伝え方が様々であるため、学校生活アンケートを定期的を実施し、悩みがないか、友達で悩んでいる子はいないか等をそれぞれの学年に応じた分かりやすい言葉で行っている。

(委員)

学校の中での事案で、仮に教室の先生や生徒同士だった場合、言いにくいと思うが、第三者という選択はあるのか。

(事務局)

県教育委員会の取組として、相談電話を開設しており、また、SNSやLINEを利用した相談も可能となっている。子供たちには、相談窓口の連絡先を記載したカードを渡している。そのため、学校に相談しにくいことがあっても、県教育委員会の窓口で相談できることとなっている。以前は電話での相談が多かったが、近年はLINEでの相談件数も伸びてきている。

(委員)

警察本部の課題について、パワハラでの処分が増加している一方で、身上把握・指導の課題の一つに、個の侵害がある。プライバシーに関することだが、指導しないといけない、という悩みがあると思うが、バランスはどう計っているのか。

(事務局)

指導する側が熱心なあまりハラスメントになり得ることもあるが、指導される側にも課題があり、指導に十分に答えられないなど、双方の悩みがある。バランスが難しいところであり、効果的な指導の仕方を検討している。